

平成21年 9月 定例会（第295回）

10月01日-05号

◆ 三十一番（今井光子）

最後に、中小企業高度化資金について、商工労働部長に質問します。

住民がヤマトハイミールと奈良県に対して起こした裁判も、十月八日十時から大阪高裁で結審の予定です。争点は前知事の個人責任を問うかどうかになると思われます。平成元年、平成二年に中小企業高度化資金を二十億円貸し付けたにもかかわらず、前知事の時代には、議会で取り上げるまでほとんど請求もしていませんでした。最終的には破産して、ヤマトハイミール土地と建物、機械が競売にかけられ、連帯保証人からの一部返済が行われましたが、現時点で幾らの返済が行われたのか、また、破産管財人の調査の結果はどのようなものであったか、伺います。

以上、壇上からの質問は終わりますが、答弁によりましては自席から質問させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

◎商工労働部長（福田将人） （登壇）三十一番今井議員のご質問にお答えいたします。

ヤマトハイミールに貸し付けした中小企業高度化資金の返済状況等についてのご質問でございます。

ヤマトハイミール食品協業組合に対する高度化資金の回収につきましては、組合からの償還金が三百五十二万円、抵当物件である工場の敷地、建物、機械設備の競売による配当が五千五十七万円余り、連帯保証人のうちの一名には個人資産である自宅を売却させて七百二十二万円余りを回収したほか、別の一名には毎月数万円ずつ償還させているところでありまして、現時点での合計返済額は六千四百四十三万七千七百十六円となっているところでございます。

また、昨年七月には、県は組合と、理事長の相続人である妻に対する破産申立てを行ったところであり、破産管財人の報告書によりますと、組合につきましては、不動産、機械設備はすべて抵当物件として競売済みであり、換価すべき財産は見当たらないこと、また、理事長の妻につきましても、金融機関の抵当物件であった不動産の売却は、財産隠しのような不正な取引などのいわゆる否認権行使の対象には当たらず、換価すべき財産はないとされているところでございます。いずれも県を含めた債権者に対する配当可能な資産はなく、本年八月五日に裁判所により破産手続の廃止決定がなされたところでございます。

以上でございます。

◆ 三十一番（今井光子）

中小企業の高度化資金の問題でございますけれども、理事長の妻の資産の問題では、問題なかったという報告だということですが、私は、奈良市が平成十九年二月二十八日にこの自宅の差し押さえをしております。また、奈良県の県税事務所も平成二十年三月十九日に差し押さえをしておりますけれども、なぜ一番たくさんお金を貸しております商工課のほうで自宅の差し押さえしなかったのか、そのあたりのところがちょっと理解ができません。そして、その後の経緯を見ますと、担保があるからしなかったということですが、第三者に売却されているというようなことにもなっております。県はそのことを知っていたのかどうか、その点をお伺いしたいというふうに思います。

◎商工労働部長（福田将人） 奈良市等の状況について知っていたのかということですが、県といたしましては、種々の情報を得ながら進めてまいったということがございます。